

【延期・延長事由一覧】（旧免/延期・新免/延長 共通）

	延期・延長事由	申請書の「延期(延長)事由」欄の記入例	延期・延長できる期間	申請書に証明する者	その他秋田県教育委員会が必要と認める書類
①	指導改善研修中である	指導改善研修中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	任命権者 ※ 任命権者が秋田県教育委員会の場合は、証明不要	提出不要
②	心身の故障又は刑事事件に関する起訴による休職の期間中である	心身の故障による休職の期間中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	所属長（校長、園長等） ※ 所属長（校長、園長等）が申請する場合は、任命権者又は雇用者。ただし、任命権者が秋田県教育委員会の場合は、証明不要	提出不要
③	病気休暇の期間中（原則として引き続き90日以上）である	病気休暇の期間中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内		提出不要
④	産前及び産後の休業の期間中である	産前及び産後の休業の期間中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内		提出不要
⑤	育児休業の期間中である	育児休業の期間中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内		提出不要
⑥	介護休業の期間中である	介護休業の期間中である 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内		提出不要
⑦	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている	平成〇年〇月〇日の〇〇地震により交通が困難となっている	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	※ 申請前に電話で照会してください。	
⑧	在外教育施設や外国の教育施設等において教育に従事している	〇〇日本人学校において教育に従事している 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	任命権者又は雇用者 ※ 任命権者が秋田県教育委員会の場合は、証明不要	提出不要
⑨	外国の地方公共団体の機関等に派遣されている	〇〇国の〇〇局に派遣されている 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内		提出不要
⑩	大学の大学院等に専修免許状の取得を目的として在学している	〇〇大学の大学院に専修免許状の取得を目的として在学している 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	証明不要	在学証明書
⑪	教育職員として任命（雇用）された日から有効期間の満了の日（修了確認期限）までの期間が2年か2月未満である	平成〇年〇月〇日に採用された	任命（雇用）された日から起算して2年2か月の範囲内	任命権者又は雇用者 ※ 任命権者が秋田県教育委員会の場合は、証明不要	提出不要
⑫	平成21年4月1日以降に新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けた※	平成〇年〇月〇日に小学校教諭一種免許状の授与を受けた	授与の日の翌日から起算して10年の範囲内	証明不要	提出不要
⑬	最初の修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日である※	平成〇年〇月〇日に中学校教諭一種免許状の授与を受けた	授与の日の翌日から起算して10年の範囲内	証明不要	提出不要
⑭	その他	※ ①～⑬のいずれにも該当しない場合は、できるだけ具体的に事由を記入してください。	事由がなくなった日から起算して2年2か月の範囲内	※ 申請前に電話で照会してください。	

※ 事由⑫及び⑬は、「旧免許状所持者の延期」にのみ可能な申請です。